

次年度以降の耕作に向けた「水の確保」を支援します

今夏の少雨により、農作業に必要な水が不足したことから、市では緊急支援策として、**次年度以降の耕作に必要な水を安定的に確保するため**、簡易な貯留施設の新設や既存ため池の維持修繕を行う方々を支援します。

なお、この事業は、市議会9月定例会で審議予定であり、議決をもって正式決定となります。

1. 補助事業の概要

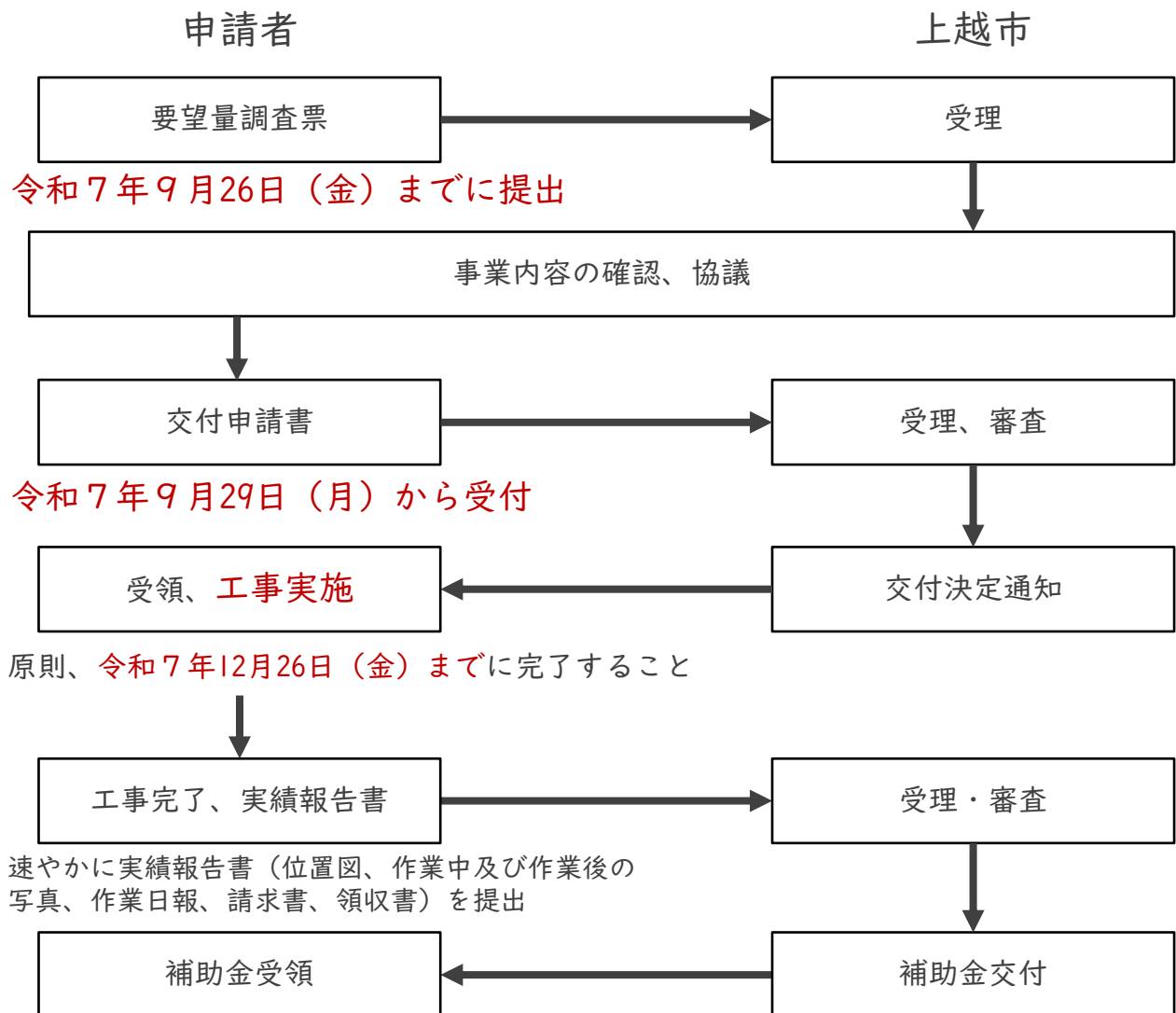
事業区分	簡易貯留施設整備 ※既存の水田を活用し、畦畔の嵩上げや田面の掘削・床固め・畔塗りなどを行い、緊急的に水を溜める施設の整備	ため池維持修繕
対象者	農業者、農業法人、町内会、農家組合、用水組合、土地改良区	
補助対象地区	土地改良区が管轄するかん水区域外 (主に中山間地域)	市内全域 (「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、県に届出された農業用ため池)
内容	簡易貯留施設の新設、これに伴うポンプ・ホースの購入に要する経費	既存ため池の周辺施設の維持修繕や底地の排泥、ため池との導水を行うための施設等に係る維持修繕に要する経費
事業期間	令和7年9月29日（月）から 令和8年3月31日（火）まで	
補助率	1 / 2	
交付限度額	1箇所あたり100万円	1箇所あたり50万円

■簡易貯留施設整備の例



水田を活用して緊急的に水を溜める施設（掘削深：畦畔天端から70cmまで）

2 事業の流れ



※冬期間に積もった雪は、春の耕作に必要な水源となることから、工事等は
令和7年12月26日（金）まで（降雪期まで）に実施していただくようお願いします。

■ため池維持修繕の例



事業着手前



事業着手後

既存農業用ため池（県へ届出されているもの）の維持修繕

■お問合せ先

農林水産整備課
浦川原区総合事務所 産業グループ
柿崎区総合事務所 建設グループ
板倉区総合事務所 産業グループ
または、各区総合事務所

☎ (025) 520 - 5758
☎ (025) 599 - 2302
☎ (025) 536 - 6721
☎ (0255) 78 - 2141

✉ nosuisei@city.joetsu.lg.jp
✉ uragawara-sangyo@city.joetsu.lg.jp
✉ kakizaki-kensetsu.g@city.joetsu.lg.jp
✉ itakura-sangyo@city.joetsu.lg.jp